

## 視点

## 事業の将来性に光を当てる金融へ

財務省中国財務局 山口財務事務所長 津田 展稔



本年5月25日、「事業性融資の推進等に関する法律（事業性融資推進法）」が施行されます。この法律は、事業者と金融機関等のお互いの緊密な連携の下に、事業の継続及び成長発展に必要な資金の調達等の円滑化を図ることを基本理念として制定されました。不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を事業者が受けやすくなることを目的としています。

本法の柱の一つが「企業価値担保権」の創設です。これは、土地や建物といった有形資産だけでなく、ノウハウや顧客基盤といった無形資産も担保として認識し、将来性を含めた事業全体の総財産を担保とする制度です。

これまでの融資慣行では、有形資産を担保として認識するのが一般的であり、このため有形資産を有しない業種やスタートアップ企業等にとって十分な資金調達が難しいおそれや、事業そのものに対する貸し手の関心が限定的で、経営支援が遅れるおそれがあるといった課題が指摘されていました。

これに対し、企業価値担保権を活用した場合には、ノウハウ等の強みを含む定性情報や将来性、すなわち事業計画等が重要な評価対象となり融資が判断されます。貸し手、借り手の双方がより将来を見据えて事業に注力することで、金融機関による着実な成長支援やタイムリーな経営改善支援につながることを期待されます。

また、粉飾等の例外を除き経営者保証の利用が制限されるため、例えば事業承継の局面において、既存借入を企業価値担保権に基づく融資に借り換えることで、事業承継後の将来性を評価した資金調達が可能となり、経営者保証の負担軽減につながることも想定されています。さらに、企業価値担保権が商業登記簿に登録されることで、金融機関に事業の将来性が評価・期待されており、資金・経営支援を受けやすい緊密な関係にある企業として、取引先等から前向きな見方がなされることも考えられます。

一方で、金融機関による伴走支援を充実させるため、事業計画等の資料提出やコミュニケーションの機会は増えることが想定されます。また、重要財産の処分といった通常の事業活動の範囲を超える行為に際しては、金融機関との事前のコミュニケーションや同意が必要となりますが、これは事業理解を深める機会でもあるといえるでしょう。

企業価値担保権は、スタートアップ、事業拡大、事業承継、事業再生、M&Aなど、事業の継続・成長を目指す様々な局面で活用が想定される資金調達の新たな選択肢です。

本制度の趣旨を踏まえた丁寧な活用と、地域に根差した取り組みが積み重ねられることで、地元企業の持続的な成長と地域経済の活性化につながっていくことを期待します。

財務省 中国財務局  
山口財務事務所 ホームページ